

# 厚木市市税条例の一部改正の骨子 ～固定資産税（償却資産）の特例措置～

## 1 条例改正の趣旨

地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が地域の実情に応じ特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が、平成24年度税制改正により導入されています。

今般、令和4年度地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の対象資産の一つである下水道除害施設について、次のとおり改正されましたので、厚木市市税条例の一部を改正します。

## 2 政策目的

下水道除害施設については、公共用水域の水質保全と下水道の配管保護のため、下水道の排水区域内において下水道使用者が設置するものですが、除害施設の設置等により対策を講じることは、下水道法に基づく下水道条例上の義務であり、事業者の責任において当然すべきものです。

一方で、新たに下水道の排水区域となった区域の既存事業者は、新たに除害施設を設置する想定外の負担が生じるため、固定資産税を軽減し公害防止の取組を促進する必要があります。

## 3 改正内容（特例措置）

下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項第5号）について、次のとおり見直しを行います。

### 1 特例の対象者

令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。

### 2 特例割合の縮減

条例で定める課税標準の特例割合について、次のとおり改訂。

旧：3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内

ただし、大臣配分資産又は知事配分資産については、全国一律3/4

新：4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内

ただし、大臣配分資産又は知事配分資産については、全国一律4/5

### 《特例割合（案）：4/5に改正予定》

※大臣配分資産とは、関係市町村が2以上の道府県にまたがって使用又は所在する償却資産。知事配分資産とは、2以上の市町村にまたがって使用又は所在する償却資産。

例) 鉄軌道、ガス、電気事業、電気通信など

### 3 特例の対象となる除害施設

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された除害施設

**4 施行時期**

公布の日（令和4年12月議会へ提案予定）

**5 県内各市の下水道除害施設の特例割合**

都市名	旧特例割合	新改正割合
横浜市	<b>3/4</b>	—
川崎市	3/4	<b>4/5</b>
横須賀市	<b>3/4</b>	—
逗子市	3/4	<b>4/5</b>
秦野市	<b>3/4</b>	—
伊勢原市	3/4	<b>4/5</b>
海老名市	3/4	<b>4/5</b>
座間市	3/4	<b>4/5</b>
南足柄市	3/4	<b>4/5</b>

令和4年度地方税法の一部改正に係る地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)  
 地方税法附則第15条第2項第5号(下水道除害施設)改正状況

年度	特 例 項 目				
	地方税法附則第15条第2項第5号 (下水道法に規定する下水道除害施設)				
	特例割合 (課税標準額に乗ずる割合)			期間	備 考 (法改正内容等)
	参酌 基準	範囲	本市条例割合 (市税条例附則第11項第3号)		
H23			3/4	↓	平成24年3月31日 までに取得されたもの に特例適用
H24	3/4	2/3以上 5/6以下	3/4	平成27年 3月31日まで	(国)わがまち特例導入 (市)市税条例一部改正 →参酌基準を適用
H25				↓	
H26				↓	
H27				平成30年 3月31日まで (3年延長)	(国)税制改正:期間延長
H28				↓	
H29				↓	
H30				平成32(令和2) 3月31日まで (2年延長)	(国)税制改正:期間延長・適 用対象縮減
H31 (R1)				↓	
R2				令和4年 3月31日まで (2年延長)	(国)税制改正:期間延長・適 用対象縮減
R3				↓	
R4	4/5	7/10以上 9/10以下	特例割合(案)4/5 (本年12月条例改正)	令和6年 3月31日まで (2年延長)	(国)税制改正:軽減割合変 更・期間延長・適用対象縮減 (市)市税条例改正

# 厚木市市税条例の一部改正の骨子に対する パブリックコメント手続実施要領

## 1 目的

地方税の特例措置について、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるよう自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」の対象資産について、令和4年度地方税法の一部改正により、特例措置の軽減内容が見直されたことに伴い、厚木市市税条例を一部改正するに当たり、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

## 2 パブリックコメント手続の対象

厚木市市税条例の一部改正の骨子

## 3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載

## 4 骨子の閲覧及び配布場所

次に掲げる場所等で令和4年9月1日から令和4年10月3日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所本庁舎2階資産税課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 中央図書館
- (6) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (7) 保健福祉センター
- (8) 市ホームページ

## 5 意見等の提出期間

令和4年9月1日（木）から令和4年10月3日（月）まで

※郵送の場合は、10月3日の消印有効とします。

## 6 意見等の提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方

- (3) 市内において活動を行う個人及び法人その他の団体
- (4) 市に対し納税の義務を負う方

## 7 意見等の提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

### (1) 持参する場合

- ア 市役所本庁舎 2階資産税課の窓口へ直接提出
- イ 次に掲げる場所に設置された「わたしの提案」の提案箱に投函
  - (ア) 市役所本庁舎 1階正面入口
  - (イ) 市役所本庁舎 3階市政情報コーナー
    - ※パブリックコメント意見提出箱
  - (ウ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
  - (エ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
  - (オ) 中央図書館
  - (カ) あつぎ市民交流プラザ窓口（アミューあつぎ 6階）
  - (キ) 保健福祉センター

### (2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511 厚木市役所財務部資産税課

### (3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 (046)223-3597

### (4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 1700@city.atsugi.kanagawa.jp

※電子メールの件名に「厚木市市税条例の一部改正の骨子パブリックコメント意見」と記載してください。

## 8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市市税条例の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を後日、市ホームページにて公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。